

## 登録研修機関に対する行政処分（改善命令）について

社会福祉士及び介護福祉士法附則第8条に基づく登録研修機関「桜音ケアカレッジ株式会社」に対して、同法附則第15条に基づき、本日、改善命令を通知（指令書を交付）しました。

### 1 登録研修機関名（登録番号）

桜音ケアカレッジ株式会社（1410012）

開設者	桜音ケアカレッジ株式会社	代表取締役	井田 智子
所在地	横浜市中区扇町3-8-4	ビッグヴァン	関内ビル7階
登録年月日	平成27年9月29日		

### 2 改善命令の内容

次に掲げる事項について、処分日から2か月後までに抜本的な改善措置を講じ、県にその内容を書面により報告すること。

- (1) 喀痰吸引等研修を法令等に定める基準に適合して実施すること。
- (2) 研修の修了に不備があった受講生に対し、当該登録研修機関から行為を停止要請するとともに、研修の不備を補講等により補完し、その記録を県に提出すること。
- (3) 研修実施体制の見直しとして、研修の実施にあたっては、研修実施委員会を開催すること及び研修に係る書類を適切に記録、保管すること。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)に加え、受講生を巻き込んでカリキュラム不足を隠蔽するとともに、研修の修了評価を適切に行わず、検査で虚偽の陳述を行うなどした研修講師については、人命に関わる研修の講師として不適格と認められるため、当該研修講師を交替させること。

### 3 改善命令の理由

「喀痰吸引等研修の実施に係る義務」（法附則第10条）違反が確認されたため

#### (1) 法令に定めるカリキュラムの不履行

##### ア 講義時間数の不足

自ら設定した「研修スケジュール」の講義時間数の計上誤り及び休講により、所定の講義時間数が不足しているにもかかわらず、そのまま研修を終了させた。

##### イ 演習行為、回数不足

基本研修のうち、シミュレーターを用いて行為別を実施する演習に係る行為や回数が不足していた。

##### ウ 出席簿の改ざん

出席簿において、研修講師が、実際には休講等により研修を実施しなかった日の欄にも受講生に署名をさせ、事実とは異なる出席簿を作成して県に提出した。

##### エ 検査での虚偽回答及び受講生への虚偽証言の示唆

平成28年10月7日に実施した立入検査において、研修講師が、遅刻者に対し補講を行ったという虚偽の陳述をするとともに、当該虚偽が虚偽であることを見破られないよう、関係する受講生らに対し、同様の回答をするよう示唆していた。

#### (2) 法令に定める研修段階毎の修得審査の不適切な実施

##### ア 筆記試験の不適切な取扱い

基本研修に位置付けられる講義の修得程度の審査のための筆記試験の出題形式、採点及び合否判定が不適切であった。

イ シミュレーター評価等演習の不適切な取扱い

シミュレーター演習に係る評価票の記載方法に誤りが散見されるなど、不適切な評価を行った。

ウ 実地研修の不適切な取扱い

行為が必要な対象者に対して実施する「実地研修」について、その評価票を十分に確認せず、基準を満たしていない者を修了させるなど、不適切な評価を行った。

(3) 研修実施委員会の未実施等

喀痰吸引等研修を登録研修機関が実施する際に、研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成し、整備することとされている「喀痰吸引等研修実施委員会」を開催せず、当該委員会で検討すべき多くの事項を検討せずに研修を実施した。

<参考> 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)(抜粋)

附則第8条(登録基準)

都道府県知事は、附則第6条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。

二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあっては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。

三 前2号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

附則第10条(喀痰吸引等研修の実施にかかる義務)

登録研修機関は、公正に、かつ、附則第8条第1項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

附則第15条(改善命令)

都道府県知事は、登録研修機関が附則第10条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

問合せ先

神奈川県保健福祉局福祉部

高齢福祉課福祉施設グループ 佐久間

電話(045)210-4851

FAX(045)210-8874